

議員提出議案第7号

平和安全法制整備法案等の撤回を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成27年6月26日

福間 裕 隆

木村 和 久

坂野 経三郎

森 雅 幹

興治 英夫

伊藤 保

浜田 妙子

平和安全法制整備法案等の撤回を求める意見書

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ平和安全法制整備法案等を提出した。安倍総理大臣は法案を提出する前から、この国会で法改正を成立させるとアメリカにおいて表明したばかりでなく、本法案は、自衛隊法、周辺事態法、国際平和協力法（PKO法）等、本来はそれぞれ丁寧に審議すべき 10 本の改正案を一つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとしている。戦後 70 年間、平和憲法のもと我が国が貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換するものである。にもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会で野党の問題点指摘に対する真摯な答弁を避け、審議時間という外形だけを整え、法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できない。

平和安全法制整備法案では、昨年 7 月に閣議決定された、武力行使に関する「新三要件」に基づき、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも、自衛隊の出動を認めているが、国会での議論を通じて、その基準が曖昧であり、歯止めとして機能していないことが明らかになっている。

そもそも集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更は、行使できないとしてきたこれまでの解釈を大きく逸脱し、便宜的・意図的で法的安定性を欠いており、立憲主義に反するものである。政府が集団的自衛権行使して対応しなければならないとする事例は、蓋然性や切迫性に疑義があり、集団的自衛権行使の必要性は認められない。したがって、専守防衛に徹する観点から、安倍政権が進める集団的自衛権の行使は容認できない。

また、法案には国際平和のために活動する他国軍の後方支援の拡大、「現に戦闘行為を行っている現場でない場所」での活動の容認など、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。国際平和支援法案では、自衛隊の海外派遣を国会が承認する期限を努力義務としており、国会審議を形骸化させかねない。

また、世論調査において、これらの法案について国民の多くが政府の説明が不十分であるとしており、とりわけ、6 月 4 日に開催された衆議院憲法審査会において、自民党が推薦した参考人も含め 3 人全員が集団的自衛権行使を可能とする本法案等は「憲法違反」であると指摘したことからもこの法案の問題点は明らかである。

こうした動きに、自民党国会議員OB や憲法学者をはじめ多くの学者が「平和安全法制整備法案は憲法違反」であり、法の支配の安定性を欠く、などと声を上げ始めているほか、多くの国民が不安や反対の声をあげている。

政府は、憲法の平和主義のもと専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命、財産及び我が国の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任があるのであり、多くの識者から憲法違反が指摘され、法的安定性を欠くこととなる本法案は、いったん撤回が至当である。

よって、政府に平和安全法制整備法案等の撤回を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

樣

長長臣官

議議大臣

院院

議議

衆參內

閣總理房

內閣官

